

電気通信番号計画の一部を変更する告示案に対する意見募集

- 意見募集期間：令和元年12月28日(土)から令和2年1月31日(金)まで
- 意見提出件数：2件（内訳：個人2件）
- 意見提出者：

No.	意見提出者（意見提出順、敬称略）
1	個人A
2	個人B

電気通信番号計画の一部を変更する告示案に対する意見及びそれに対する考え方

意 見	考 え 方	意見を踏まえた 案の修正の有無
<p>意見1 5Gやローカル5Gでは、サイバーセキュリティ対策が重要。</p> <p>「ローカル5G（通信事業者以外）」における「地方自治体及び企業」に対し、「5G（第5世代）」の導入における構造では、「サイバーセキュリティ対策」が重要な構造と、私個人は思います。例えばですが、総務省が提唱している内容では、簡単にローカル5Gを政策での導入をしていると思いますが、「運用及び管理」における構造では、「知識（ノウレッジ）」及び「技能（テクニック）」から成る「能力（プラクテック）」での「技量（スキル）」が重要な構造と、私は考えます。具体的には、「内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)」等を昇格し、「内閣府サイバーセキュリティ庁」等を導入すべき構造と、私は考えます。要するに、ローカル5Gにおける構造では、サイバーセキュリティ対策が重要と思いますので、「事務系（クラーク及びビロー）」の「人材（ヒューマンリソース）」における総務省が「運用及び管理」を促し、監督をして行くのと頼り無いと思いますので、「高度専門性（エキスパート）」及び「専門性（スペシャリスト）」の「人材（ヒューマンリソース）」における「内閣府サイバーセキュリティ庁」等を新設すべき構造と、私は考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>	<p>考え方1</p> <p>本告示案は、5Gやローカル5G導入のための制度整備を行うものではなく、ローカル5G等導入のための制度整備のうち、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令（令和元年総務省令第68号）による無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）の改正を踏まえ、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）についてローカル5Gの基地局の免許を受ける者の扱いに係る変更を行うものです。</p>	無
<p>意見2 5Gやローカル5Gは導入を見送るべき。</p> <p>あまり賛成ではない。 5Gについてはローカル5Gまで含めて、5Gについての導入を行うかどうかの決定をしてからの改正にすべきではないかと思われた。 （人体についての影響評価について、あまり好ましくない評価を見る事が多く、またその設備の設置密度について相当なものになる様子であって、周辺への被害等を考えるとまだ様子見とした方が良い様に思われるので。なお、当方個人としては、現時点では、（少なくともローカルでない方の）5Gについては見送りをした方が良いのではないかと、という考えである。）</p> <p>意見は以上である。</p>	<p>考え方2</p> <p>本告示案は、5Gやローカル5G導入のための制度整備を行うものではなく、ローカル5G等導入のための制度整備のうち、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令（令和元年総務省令第68号）による無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）の改正を踏まえ、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）についてローカル5Gの基地局の免許を受ける者の扱いに係る変更を行</p>	無

【個人B】	うものです。	
-------	--------	--